

## 緑の募金ご協力者 様

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会



## 緑の募金で進めよう SDGs

### みなさまのご協力をお願いします

この度は、「緑の募金」にご協力をいただき誠にありがとうございます。

ご協力いただきました緑の募金は、下記のいずれかの口座へ納入していただきますようお願いいたします。

記

## ① 公益社団法人愛知県緑化推進委員会への寄附の場合

振込先 1	金融機関	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所
	口座番号	普通預金 1100202
	口座名義	ミドリノボキン(シャ) アイチケンリョッカスイシンイインカイ 緑の募金 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
	振込用紙	専用の振込用紙がございますので、ご入り用の方はご連絡くださいますようお願いいたします。
	振込手数料	専用の振込用紙またはATMを利用した三菱UFJ銀行からの振込手数料は無料です

振込先 2	金融機関	ゆうちょ銀行
	口座番号	00870-6-60399
	口座名義	シャ) アイチケンリョッカスイシンイインカイ 公益社団法人愛知県緑化推進委員会
	振込用紙	窓口に備え付けの「払込取扱票」(青色の用紙)をご利用ください
	振込手数料	振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします

※詳しくは、「緑の募金」のお振込み等に関するご案内をご参照ください。

募集期間	【春期】募金活動の期間：4月1日から5月31日 納期限：7月31日まで 【秋期】募金活動の期間：9月1日から10月31日 納期限：12月31日まで なお、その他の期間も随時受け付けております。
------	--

お願い	お手数ですが、入金確認のため、別紙「FAX送信票」に所要事項をご記入の上、FAXまたはEメールにて送信していただきますようお願いいたします。 (送信先：info@midori-aichi.jp)
-----	--

## ② 市町村等緑の募金団体への寄附の場合

募集期間、寄附の受け入れ方法等は、市町村等緑の募金団体により異なります。  
詳しくは、お近くの市町村等緑の募金団体へお問い合わせくださいますようお願いいたします。  
市町村等緑の募金団体一覧はこちら (<http://www.midori-aichi.jp/link/>)

# F A X 送 信 票

送付文は不要です。本書のみ送信してください

## I ご連絡先

フリガナ			
企業(団体)名			
所在地	〒      ー		
電話番号		F A X 番号	
Eメール			
担当部署名		担当者氏名	

## II 確認事項

お手数ですが、下記の内容をご確認くださいませようお願いします。

該当する物へ ○ の記入をお願いします		回答欄	
1	領収書の発行は必要ですか	必要	不要
2	当委員会ホームページに企業(団体)名を掲載してよろしいですか (令和3年4月掲載)	はい	いいえ
3	合計1万円以上のご寄附をいただいた場合、当委員会のリーフレットに企業(団体)名を掲載してよろしいですか (令和3年4月発行)	はい	いいえ
4	合計3万円以上のご寄附をいただいた場合、「緑の募金協力プレート」をお受け取りいただけますか (令和3年4月以降のお届け予定です)	必要	不要

5 入金確認事務を円滑に行うため、差し支えなければご記入ください。

ご協力いただける金額 (見込みでも結構です)	円
入金予定日	年      月      日

## III その他連絡事項

- ・領収書のあて名がご連絡先と異なる場合はご記入ください。
- ・屋号等ご連絡先と異なる名称を掲載する場合はご記入ください。
- ・PRグッズ、緑の羽根等の資材のご要望があればご記入ください。

この個票は、当委員会ご協力企業等名簿作成に使用させていただきます。

# 「緑の募金」のお振り込み等に関するご案内

## 「大量硬貨取扱手数料」について

令和2年4月1日から、一部の金融機関で「大量硬貨取扱手数料」という手数料が新設されました。

所定の枚数以上の硬貨を金融機関の窓口で振込する場合、振込手数料とは別に「大量硬貨取扱手数料」が必要となりますので、ご注意ください。

※枚数は金融機関により異なります。

(三菱UFJ銀行の場合101枚以上500枚まで550円。500枚毎に550円加算)

※ATMでは取扱手数料はかかりません。

「大量硬貨取扱手数料」の実施状況など、詳しくはご利用の金融機関へお問合せください  
ますようお願いいたします。

## 硬貨の枚数が多い場合の「緑の募金」のお預かり方法について

硬貨の枚数が多い場合(101枚以上)は、下記の方法をご検討ください。

1. 三菱UFJ銀行本支店のATMから、複数回に分けてお振り込みください。  
※1回に投入できる硬貨は100枚まで。  
※三菱UFJ銀行本支店のATMに限り、振込手数料もかかりません。
2. 集まった募金とご担当者様の連絡先(名刺等)を添えて、当委員会までお持ちください。  
後日領収書を発行させていただきます。
3. 市町村等緑の募金団体への募金の方法につきましては、それぞれの募金団体へお問合せ  
くださいますようお願いいたします。

### 税制上の優遇措置 について(法人税)

○一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入が出来ます。

$$\text{特別損金算入限度額} = \{(\text{資本金} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%)\} \div 2$$

○一般の寄附金の損金算入限度額 =  $\{(\text{資本金} \times 0.25\%) + (\text{所得金額} \times 2.5\%)\} \div 4$

### 緑の募金とは

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年6月施行)に基づき、国民の自発的な活動を生かして、森林整備や緑化推進等を図る目的で実施しています。

### 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号  
愛知県三の丸庁舎内  
TEL(052)963-8045 FAX(052)963-8491



E-mail info@midori-aichi.jp  
Website http://www.midori-aichi.jp/  
Facebook https://fb.me/aichi.ryokka/  
Twitter @MidoriAichi

